

小田地区

令和6年1月発行
小田地区まちづくり協議会

まちづくり協議会だより

創刊号

小田地区まちづくり協議会が発足しました！

小田地区では、令和元年度から、地区の課題やこれからのまちづくりについて、防災まちづくり懇談会や準備会の場で意見交換を重ねてきましたが、令和5年12月9日（土）の第3回準備会において、正式に「小田地区まちづくり協議会」が発足しました。

協議会では今後、地区全体で安心して末永く暮らせるまちづくりのため、地区まちづくり構想やルールを策定・周知していくための話し合いや実現のためのルールの運用、防災イベントなどのまちづくり活動に取り組んでいきます。

また、実効性の高い組織とするため、年度内に川崎市地区まちづくり育成条例に基づく地区まちづくり組織の認定を受けることを目指しています。

協議会では、随時メンバーを募集しています。活動に興味のある方、参加したい方は、裏面の問合せ先までぜひ連絡ください。

第3回小田地区防災まちづくり協議会準備会 第1回小田地区まちづくり協議会の開催概要

開催：令和5年12月9日（土）
午後2時～午後3時30分

場所：小田小学校 特別活動室

参加者：計22名

内容：協議会の名称・会則案、地区まちづくり組織認定の申請書類、協議会だより創刊号案、連絡方法に関するアンケート調査、東小田小学校の総合学習の実施結果、今後のスケジュール、小田周辺戦略エリア整備プログラムの見直し

協議会発足時メンバー（22名）



■ 会長あいさつ

長い準備期間を経て、ようやく小田地区まちづくり協議会が立ち上がり、このたび会長の役をお引き受けすることになりました。

小田地区は、住民同士のつながりが強い、とても暮らしやすいまちだと感じています。

安全で良好な住環境を実現していくため、微力ながら頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。



小田地区まちづくり協議会会長 又村誠一

■ 対象地区



小田地区まちづくり協議会の概要

■ 活動内容

地域のつながりを大切にしながら、災害に備えて安全で良好な住環境を実現し、小田地区全体で安心して末永く暮らせるまちづくりのため、以下の活動を行う。

- ①小田地区における地区まちづくり構想の策定、周知、運用
- ②その他、本会が必要と認める活動

■ 会員

以下のいずれかに該当し、本会の目的に賛同して参加を申し出た人。

- ①地区内の住民、土地・建物の所有者、事業者
- ②川崎市内の住民、在勤・在学者、事業者
- ③町内会が推薦する者
- ④その他まちづくりに関連する取組を行う者で会長が必要と認める者

■ 役員

会長 1 名、副会長 1 名以上、幹事 8 名以上
(任期 2 年、再任可)

■ 協議会の運営

- ①役員会
会の運営に関する重要事項の審議
- ②総会
会員の過半数の出席、出席者の 3 分の 2 以上で以下を議決
 - ・地区まちづくり構想等活動内容
 - ・役員の選任・解任、会則
 - ・部会の設置
 - ・その他
- ③部会の設置
 - ・小田地区における地区まちづくり基準運用委員会(仮称)
 - ・その他必要な部会

これまでの経緯と今後のスケジュール

令和 5 年度末での地区まちづくり組織（協議会）の認定、令和 6 年度中の地区まちづくり構想の決定を目指します。



東小田小学校の総合学習に参加しました！

令和 5 年 11 月 15 日(水)に、準備会員等の 5 名が東小田小学校の総合学習の授業に参加してきました。

授業の前半では、市から町内会活動、地域の防災活動、小田の防災まちづくりについて説明し、後半は児童のグループに会員等が 1 名ずつ入って、児童からの質問に答えたり、一緒に意見交換したりしました。



小田地区

令和6年4月発行
小田地区まちづくり協議会

まちづくり協議会だより

第2号

条例に基づく地区まちづくり組織として認定されました！

小田地区まちづくり協議会は、令和5年12月に、小田地区全体で安心して末永く暮らせるまちづくりの活動を進めていく組織として発足しました。それに先立つ準備会活動では、活動内容や運営方法の検討と合わせて、地域住民の皆さんや地区内に土地や建物をお持ちの方々に、協議会活動について周知と意見募集を進めてきました。（詳しくは裏面をご覧ください。）

意見募集では、地域の皆さん、土地・建物の権利をお持ちの皆さんから、協議会活動への反対はなく、おおむね賛同を得られました。この結果を添えて、川崎市地区まちづくり育成条例に基づく組織認定の申請を行い、「小田地区まちづくり協議会」は、地区まちづくり活動を行う組織として認定されました。

今後は、小田地区まちづくり構想の策定に向けた活動を進めていきます。

川崎市地区まちづくり育成条例に基づく認定内容

名称：小田地区まちづくり協議会

代表者：又村 誠一

認定日：令和6年3月15日

認定番号：第S2301号

認定の有効期間：令和9年3月31日まで



地区まちづくり審議会の様子

又村
会長
挨拶



審
議
の
様
子



今後の活動スケジュール

令和6年度中の地区まちづくり構想の決定を目指します。

地区まちづくり
組織の認定

令和元年～4年度

令和5年度

令和6年度

防災まちづくり
懇談会
(町会別、全体会)

防災まちづくり
協議会準備会

協議会
の発足

組織
認定
(今回)

小田地区まちづくり協議会
・地区まちづくり構想の検討・決定
・地区まちづくり活動 等

協議会活動についての意見募集結果

■実施概要

地区内住民、地区外権利者合わせて約 15,400 部を配布し、40 件の御意見と、23 名から協議会への参加意向がありました。

対象	周知方法	意見募集方法	周知及び意見募集期間	回答数
地区内 住民	戸別配布 13,470 部	ハガキまたは ウェブ入力フ ォームによる	配布：令和 5 年 11 月 28 日～12 月 10 日 意見募集：配布開始から令和 5 年 12 月 20 日まで	意見：21 名 参加意向：17 名
地区外 権利者 ※	郵送配布 1,909 部	回答	配布：令和 5 年 12 月 29 日発送 意見募集：発送日から令和 6 年 1 月 25 日 まで	意見：19 名 参加意向：6 名

※小田地区内に土地や建物の権利をお持ちで、地区外にお住まいの方

■主な意見と対応

協議会活動への賛同意見：11 件

- ・このような取組を高く評価する。
- ・参加できないが、出来る事は協力します。
- ・安全のために進めてほしい。
- ・協議会を基軸としたリーダーシップ、情宣活動を期待する。
- ・住民が主体的にルール作りに参加することはルールの円滑な運用が期待でき、良いことだと思う。等々

▶ **ご理解、ご協力ありがとうございます。
今後ともご協力をお願いします。**

まちの課題や対策についての意見：11 件

- ・空き家や空き地の適切な管理を所有者と話し合ってほしい。
- ・防災センターの改築や再利用、避難所として充実も必要。
- ・小田栄駅の混雑で踏切が危ない。
- ・お年寄りアパートを借りるのにも断られることもある。
- ・広い道路を確保するためには、住み替えも検討を。等々

▶ **市の関係部署と連絡・調整し、対応を検討します**

協議会活動への意見：10 件

- ・このような活動を知らなかった。活動報告等を知りたい
- ・建て替えや再密集化が進んでいるので、早めに具体的に動いてほしい。
- ・協議会名に「防災」を入れた方が分かりやすいと思う。
- ・オンラインで意見が言えるのは若い世代の関心も広がると思う。
- ・活動内容として空き家の実態調査も必要だと思う。等々

▶ **今後も周知と、皆さんが参加しやすいまちづくり活動や意見募集を進めていきます。**

その他の意見：6 件

- ・この条例の根拠や、認定申請にあたっての地域住民への説明や話し合いを行ったかどうかを知りたい。
- ・賛成だが効果がわからない。
- ・アマチュア無線で被災情報を伝えることが出来る。等々

▶ **活動内容の周知に努めます。
今後ともご協力をお願いします。**

小田地区 まちづくり協議会だより

令和6年6月発行
発行：小田地区まちづくり
協議会

第3号

地区まちづくり 構想素案

アンケート

実施中！

小田地区まちづくり協議会で現在検討している小田地区の地区まちづくり構想素案について、対象区域にお住まいの方、事業を営む方、土地・建物の権利をお持ちの方に、アンケートを行います。

ハガキ付き！スマホでも！回答できます



■第3回協議会＆説明会を開催

小田地区まちづくり協議会と川崎市が協力して、地区まちづくり構想素案、小田周辺戦略エリア整備プログラムの見直し、地区計画の検討について、6/1に小田小学校、6/4に田島中学校で説明会を開催しました。

★現在、7/20、7/25、7/28に 夏休み防災イベントを企画中！

詳細は小田・浅田こども文化センターのお知らせを御参照下さい。



【お問合せ】

川崎市まちづくり局防災まちづくり推進課 担当：双川、福本、尾張
電話 044-200-2731 FAX 044-200-0984
E-mail 50bomati@city.kawasaki.jp

協議会活動に御興味のある方は、問合せ先まで御連絡下さい！

アンケートへのご協力 ありがとうございました！

6月～7月にかけて「小田地区における地区まちづくりの取組に関するアンケート」を行い、334件の回答を頂きました。ご協力ありがとうございました。

■防災イベントを開催しました



災害クッキング



逃げ地図づくり

7/20、7/25 浅田こども文化センター
7/28 小田こども文化センター

子どもたちと楽しく交流しながら防災まちづくりを学びました。

■第4回協議会を開催しました(8/24)

アンケート結果を踏まえて話し合い、修正した「地区まちづくり構想(案)」を作成しました。

再度アンケートを配布しますのでご協力お願いします。



地区まちづくり構想

最終案

説明会を開催します！

日時 令和6年11月23日(土・祝) 14時開始

場所 小田小学校特別活動室

■ 第5回協議会を開催し最終案を作成しました(10/19)



9月にお配りした「小田地区地区まちづくり構想(案)」に寄せられたご意見を踏まえて、「小田地区地区まちづくり構想(最終案)」を作成しました。

令和6年度中の決定を目指し、最終案の説明会を開催します。ぜひご参加ください。

小田地区 地区まちづくり構想 最終案について

令和 6 年 1 1 月 2 3 日
小田地区まちづくり協議会

- 1 地区まちづくり構想最終案について（P 2）
- 2 今後のスケジュールについて（P 14）
- 3 協議会活動について（P 15）

1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

令和元年から小田地区防災まちづくり懇談会を開始



■ 小田地区まちづくり懇談会の様子



■ 町会別で実施した会の様子



■ まち歩きの様子

1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

小田地区の範囲



1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

小田地区防災まちづくり懇談会で出た課題・意見・対応策

【敷地の分割について】

- 大きな敷地が売りに出されると、複数の敷地に分割され、新たな密集状況が生み出されている。



【地区計画による対策】

- 敷地面積の最低限度の制限
- 共同住宅の専用面積の制限
- 道路等に面した垣、柵の構造の制限



【ワンルームマンションについて】

- 狭い道路の先に多くの人々が住んでいるが、災害時に危険ではないのか。
- 生活マナーが気になる。建設前に、町会に情報が伝わるようなルートをつくる必要がある。

【地区まちづくり構想による対策】

- ワンルームマンションのソフト面の対策
- 狭い道路後退部分の通行確保

【公園・広場について】

- 公園が少ないので設置して欲しい。
- 防災空地の整備も進めて欲しいので、空家や空地の情報があれば市と共有をしていきたい。



【その他の対策】

- 防災空地の制度を活用する。
- 共同化補助等の既存制度を活用する。
- 道路についてはどのように進めていくか今後検討していく。



【道路について】

- 道路幅については総論として賛成だが、当事者となると話は別。
- 避難所へ至る線路沿いの道路が狭くて危険。
- 2項道路幅後に再びブロック塀等を建てているところがある。

1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

5 手続きの流れ

1ページに示す小田地区地区まちづくり構想の対象区域で、2ページの地区まちづくり基準に定める建築物の新築、増築、改築、又は用途の変更を行う場合は、建築確認申請の30日前までに、地区まちづくり組織である小田地区まちづくり協議会と協議をお願いいたします。建築等を計画する際は、計画位置に該当する各町内会へご連絡ください。



地区まちづくり基準の協議窓口（連絡先）イメージ			
名称	町内会所在地	窓口	連絡先
小田1丁目町内会	小田1丁目14-4	※（担当者の記載予定）	〇〇〇-〇〇〇〇
小田中央町内会	小田4丁目6-12	※（担当者の記載予定）	〇〇〇-〇〇〇〇
小田3丁目町内会	小田3丁目9-20	※（担当者の記載予定）	〇〇〇-〇〇〇〇
小田4丁目町内会	小田4丁目15-15	※川崎市都市計画課（電話：〇〇〇-〇〇〇〇）に相談してください	
小田五丁目町内会	小田5丁目24-8		
小田六丁目町内会	小田6丁目30-2		
小田7丁目町内会	小田7丁目17	※（担当者の記載予定）	〇〇〇-〇〇〇〇
小田8丁目町内会	小田8丁目112-2	※川崎市都市計画課（電話：〇〇〇-〇〇〇〇）に相談してください	
小田9丁目町内会	小田9丁目14-1	※（担当者の記載予定）	〇〇〇-〇〇〇〇

※町内会の番号により対応をお願いします。

小田地区まちづくり協議会及び小田地区地区まちづくり構想（地区まちづくり基準の協議以外）のお問合せについては、代表者あて文書にてお願いします。

代表者：〇〇 〇〇
送付先：〇〇〇〇〇〇（町内会館内）

小田地区 地区まちづくり構想（最終案）

1 小田地区まちづくり協議会と構想の対象区域

小田地区まちづくり協議会は、川崎市の不燃化重点対策地区内の町内会と、小田地区町内会連合会の町内会を合わせた範囲で活動を行っています。この協議会は、地域の人々のつながりを大切にしながら、災害に備えて安全で良好な住環境を実現し、小田地区全体で安心して未来を暮らせるまちづくりを行っている組織で、川崎市地区まちづくり育成条例に基づく組織認定を受け、地区まちづくり構想を策定し、運用しています。



図：小田地区地区まちづくり構想の対象区域

「地区まちづくり構想」とは、川崎市地区まちづくり育成条例に基づくもので、地区のまちづくりを行うための具体的なルールを地区まちづくり構想として取りまとめ、これを市に申請し市の認定を受けることが出来る制度です。地区で守るルールを制度的に位置づけることで、ルールが公表され、ルールを地区住民等が遵守することで地区まちづくりが推進されるものです。小田地区では令和 年 月 日に川崎市に地区まちづくり構想の認定申請を行い、令和 年 月 日に認定されました。構想の有効期間は、令和 年 月 日～令和 年 月 日までとなっています。

1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

2 地区まちづくり目標

「未来につなげる つよいまち」

燃えにくく安全に避難ができるまち

緑あふれる住み良いまち

あいさつと祭りをつなぐ歴史と絆

未来に向けて永く暮らせるまち

3 地区まちづくり基準

安全で良好な住環境を実現するため、次のように「地区まちづくり基準」を定めています。建築物の新築等を行う場合は、協議をお願いいたします。

■対象となる建築物 専用面積が30㎡未満の住戸が2戸以上の建築物（共同住宅、寄宿舎及び長屋）

※いわゆる「ワンルーム」形式の住宅です

■対象行為 対象となる建築物の新築、増築、改築、又は用途の変更

■協議の時期 建築確認申請の30日前まで

■基準を定める項目と基準の内容

自転車置場 ワンルーム形式の住戸の数の2分の1以上の台数の自転車置場を設け、適切な駐輪について住民への周知や管理に努めてください。自転車1台あたり、縦ね奥行き2.0m×幅0.45mを目安に、必要台数を配置し、敷地内に収めてください。ただし、効率的に駐車できる配置を講ずることができるとある場合は、この限りではありません。



バイク置場 ワンルーム形式の住戸の数の10分の1以上の台数のバイク置場を設け、適切な駐輪について住民への周知や管理に努めてください。バイク1台あたり、縦ね奥行き2.0m×幅0.7mを目安に、必要台数を配置し、敷地内に収めてください。



ごみ置場 原則、ごみ置場を確保し、ごみ出しのルールやマナーについて住民への周知や適切な管理に努めてください。敷地内に確保できない等やむを得ない場合は、ごみ置場を管理する町内会等と十分な協議をしてください。町内会等が管理するごみ置場を使用する場合は、原則、町内会に入会してください。



緑化 敷地内の空地は、できる限り緑化をしてください。花壇等のすぐに移動ができない仕様が望ましいです。



4 地区まちづくり活動計画

安全で良好な住環境を実現するため、次のような地区まちづくり活動を行っていきます。

(1) 小田地区の地区まちづくりに関する広報活動等

■広報活動のイメージ



(2) 防災に関する啓発活動等

■防災に関する啓発活動等のイメージ



1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

【検討経緯】

- 令和元年 6 月～：防災まちづくり懇談会でまちの課題を検討
(懇談会ニュース第 1 号～15 号を配布)
- 令和 6 年 1 月～：小田地区まちづくり協議会でまちのルールや活動内容について検討し、地区まちづくり構想へとりまとめを検討
(協議会だより第 1 号～5 号を配布)
- 令和 4 年～令和 6 年：地区住民等を対象としたアンケートを 4 回実施

1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

【地区まちづくり目標】

大目標

「未来につなげる つよいまち」

4つのテーマ別目標

燃えにくく安全に避難ができるまち



緑あふれる住み良いまち



あいさつと祭りでつなぐ
歴史と絆



未来に向けて未永く
暮らせるまち



1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

【地区まちづくり基準】



建築行為等の際に、事業者と協議窓口（各町内会）との事前協議を促すことができます。（市HPに内容が掲載されます。）

1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

【地区まちづくり基準】

対象：専用面積が30㎡未満の住戸が2戸以上の建築物(共同住宅、寄宿舍及び長屋)

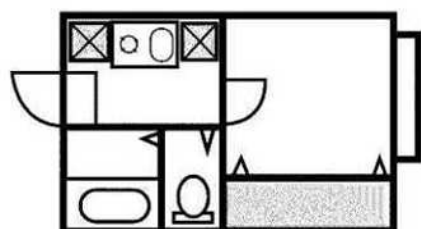
基準項目	基準内容
自転車置場	ワンルーム形式の住戸の数の2分の1以上の台数の自転車置場を設け、適切な駐輪について住民への周知や管理に努めてください。自転車1台あたり、概ね奥行き2.0m×幅0.45mを目安に、必要台数を配置し、敷地内に収めてください。ただし、効率的に駐車できる装置を用いることができる場合にあっては、この限りではありません。
バイク置場	ワンルーム形式の住戸の数の10分の1以上の台数のバイク置場を設け、適切な駐車について住民への周知や管理に努めてください。バイク1台あたり、概ね奥行き2.0m×幅0.7mを目安に、必要台数を配置し、敷地内に収めてください。
ごみ置場	原則、ごみ置場を確保するし、ごみ出しのルールやマナーについて住民に周知や適切な管理に努めてください。敷地内に確保できない等やむを得ない場合は、ごみ置き場を管理する町内会等と十分な協議をしてください。町内会等が管理するごみ置場を使用する場合は、原則、町内会に入会してください。
緑化	敷地内の空地は、できる限り植栽をしてください。花壇等のすぐに移動ができない仕様が望ましいです。

1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

【地区まちづくり基準】

専用面積が30㎡未満の住戸が2戸以上の建築物
(共同住宅、寄宿舍及び長屋) を対象とします。



30㎡未満の
住戸イメージ



2戸以上

1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

自転車置場の基準

- ・ 自転車置場の台数：住戸の数の2分の1以上
- ・ 自転車のサイズ：概ね奥行き2.0m×幅0.45mを目安に必要台数を配置し、敷地内に収めること。※ラック式駐輪場もOK

(例)



必要な自転車置場の台数は
6台以上



1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

自転車置場の基準

- ・ 適切な駐輪について住民への周知や管理に努めること。



1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

バイク置場の基準

- ・ バイク置場の台数：住戸の数の10分の1以上
- ・ バイクのサイズ：概ね奥行き2.0m×幅0.7mを目安に必要な台数を配置し、敷地内に収めること。

(例)



住戸が**12**戸の場合

必要なバイク置場の台数は
2 台以上



1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

バイク置場の基準

- ・ 適切な駐車について住民への周知や管理に努めること。

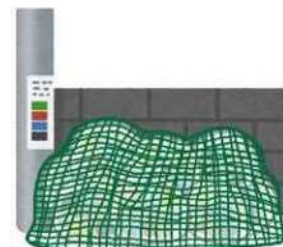


1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

ごみ置場の基準

- 原則、ごみ置場を敷地内に確保すること。
- 敷地内に確保できない等やむを得ない場合は、ごみ置場を管理する町内会等と十分な協議をすること。

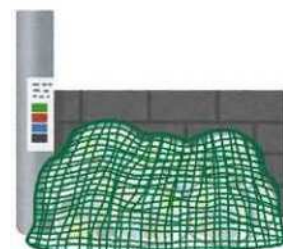


1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

ごみ置場の基準

- 町内会等が管理するごみ置場を使用する場合は、原則、町内会に入会すること。
- ごみ出しのルール等について住民に周知や適切な管理に努めること。



1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

緑化の基準

- ・ 敷地内の空地は、できる限り植栽をすること。
- ・ 花壇等のすぐに移動できない仕様が望ましい。



1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

【地区まちづくり活動計画】

安全で良好な住環境を実現するために
取り組んでいく活動を定めます。

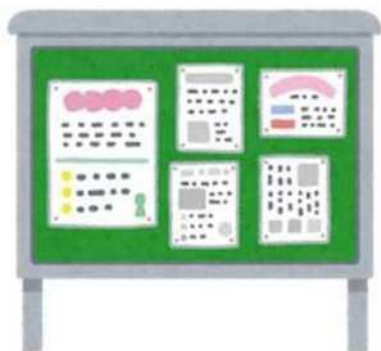


1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

【地区まちづくり活動計画】

広報活動のイメージ



協議会だよりの
回覧や掲示



ウェブサイト等での発信

1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

【地区まちづくり活動計画】

防災に関する啓発活動等のイメージ



防災講座



まち歩き点検や
避難のためのマップづくり

1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

【地区まちづくり活動計画】

防災に関する啓発活動等のイメージ



子ども向け
防災イベント



炊き出し体験や
災害クッキング体験

1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

【地区まちづくり活動計画】

防災に関する啓発活動等のイメージ



安否確認訓練



消火器等の共同購入

1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

【地区まちづくり構想案に関するアンケート結果】

配布対象	地区内にお住まいの方	地区内に土地・建物の権利をお持ちの方
配布方法	戸別配布	郵送
配布数	13, 223部	国内1,247部、国外9部
期間	配布：令和6年9月7日～20日 回答：令和6年9月30日まで	配布：令和6年9月18日発送 回答：令和6年9月30日まで
回答数	44件（うち、郵送はがき30件、ウェブ14件）	



1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

【地区まちづくり構想案に関するアンケート結果】

意見数 57件

意見（要約）	見解・回答
地区まちづくり構想・目標についての意見：4件	
地域の改善に向けて、前向きな活動だと感じた。	ご理解、ご協力ありがとうございます。いただいた御意見を参考に活動していきます。今後ともご協力をお願いいたします。
地区まちづくり基準についての意見：12件	
今後増加が見込まれる、特定小型原動機付自転車（特定小型原付）の置き場は。	今後の排ガス規制の強化を考慮し、125ccのスクーターのサイズを参考にバイク置場の目安を奥行き2.0mに変更しています。

1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

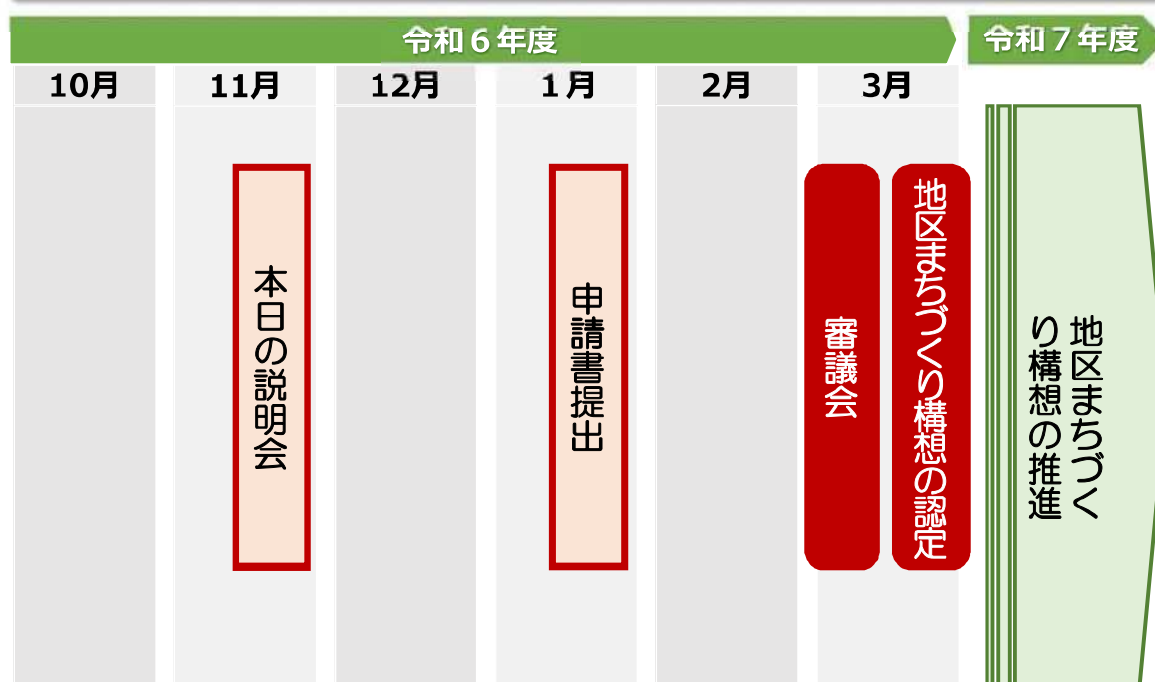
【地区まちづくり構想案に関するアンケート結果】

意見（要約）	見解・回答
地区まちづくり活動計画についての意見：3件	
新参でも参加しやすいイベントや高齢者に向けての防災講座があったらいいと思う。	頂いたご意見を参考に、具体的な取組については、今後検討していきます。
その他のご意見：38件	
小田栄駅付近の道路整備が急務である。	小田周辺戦略エリア整備プログラムに基づき、交差点改良の検討を川崎市が進めています。

2 今後のスケジュールについて

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

地区まちづくり構想の年度内の認定を目指します。



3 協議会活動について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

【夏休み防災イベント】

逃げ地図づくり



災害クッキング



3 協議会活動について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

逃げ地図とは

逃げる人の目線で**住民自身がつくる**
色えんぴつで塗分けた**手作りの地図**

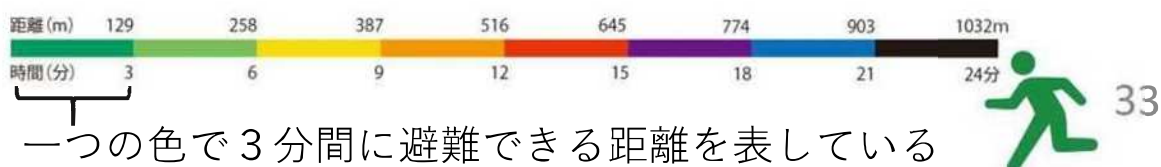


※出典：逃げ地図ウェブサイト

3 協議会活動について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

逃げ地図とは



3 協議会活動について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

【夏休み防災イベント 逃げ地図づくり】

場 所：浅田こども文化センター

日 時：令和6年7月25日（木）10～12時

出席者：小学生5名が参加



3 協議会活動について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

【夏休み防災イベント 逃げ地図づくり】

場 所：小田こども文化センター

日 時：令和6年7月28日（日）13時半～16時

出席者：小学生20名が参加

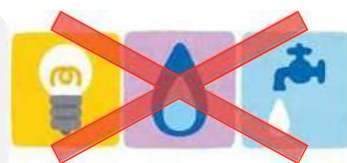


3 協議会活動について

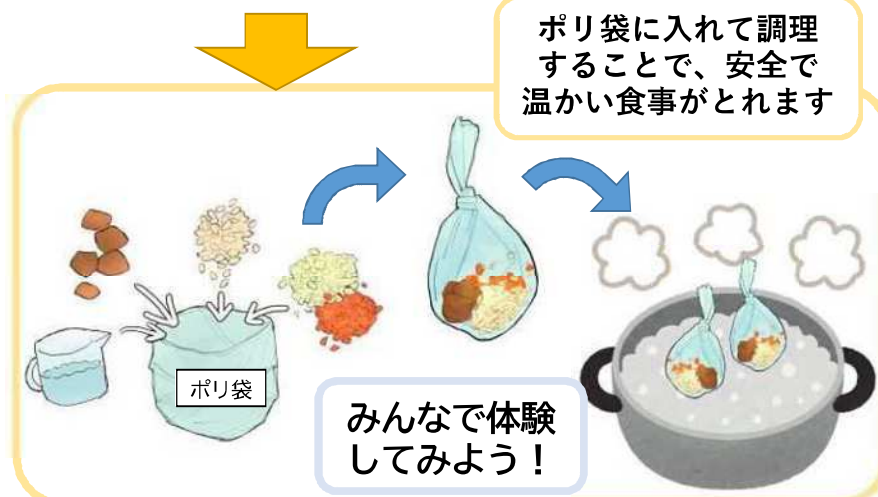
- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

【夏休み防災イベント 災害クッキング】

災害が起きますと、
電気・ガス・水道が止まって
調理ができなくなったり
衛生環境が悪くなるかも…



ポリ袋に入れて調理
することで、安全で
温かい食事がとれます



3 協議会活動について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

【夏休み防災イベント 災害クッキング】

場 所：浅田こども文化センター

日 時：令和6年7月20日（土）10～12時

出席者：親子3組、小学生2名が参加



3 協議会活動について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

【夏休み防災イベント 災害クッキング】

場 所：小田こども文化センター

日 時：令和6年7月28日（日）16時半～18時半

出席者：小学生20名が参加



3 協議会活動について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

- ・ 協議会では、今後も防災に関するイベント等の企画を検討していきます。
- ・ ぜひ企画にも参加したいという方がいましたら、ご連絡お待ちしております。

連絡先

川崎市まちづくり局防災まちづくり推進課

電話 044-200-2731 FAX 044-200-0984

E-mail 50bomati@city.kawasaki.jp

ご清聴ありがとうございました

5 手続きの流れ

1ページに示す小田地区地区まちづくり構想の対象区域で、2ページの地区まちづくり基準に定める建築物の新築、増築、改築、又は用途の変更を行おうとする場合は、建築確認申請の30日前までに、地区まちづくり組織である小田地区まちづくり協議会と協議をお願いいたします。建築等を計画する際は、計画位置に該当する各町内会へご連絡ください。



地区まちづくり基準の協議窓口（連絡先）イメージ			
名称	町内会館所在地	窓口	連絡先
小田1丁目町内会	小田1丁目14-4	※（担当者名記載予定）	〇〇〇-〇〇〇〇
小田中央町内会	小田4丁目6-12	※（担当者名記載予定）	〇〇〇-〇〇〇〇
小田3丁目町内会	小田3丁目9-20	※（担当者名記載予定）	〇〇〇-〇〇〇〇
小田4丁目町内会	小田4丁目15-15	※川崎市所管部署（電話：〇〇〇-〇〇〇〇）にお問合せください	
小田五六町内会	小田5丁目24-8		
浅田1・2町内会	浅田2丁目10-9		
浅田3・4町内会	浅田3丁目17	※（担当者名記載予定）	〇〇〇-〇〇〇〇
小田栄町内会	小田栄1丁目12-2	※川崎市所管部署（電話：〇〇〇-〇〇〇〇）にお問合せください	
京町3丁目町内会	京町3丁目14-1	※（担当者名記載予定）	〇〇〇-〇〇〇〇

※町内会の意向により表記を選択します。

小田地区まちづくり協議会及び小田地区地区まちづくり構想(地区まちづくり基準の協議以外)のお問合せについては、代表者あて文書にてお願いします。

代表者：〇〇 〇〇

送付先：〇〇〇〇〇〇（町内会館内）

小田地区 地区まちづくり構想 (最終案)

1 小田地区まちづくり協議会と構想の対象区域

小田地区まちづくり協議会は、川崎市の不燃化重点対策地区内の町内会と、小田地区町内会連合会の町内会を合わせた範囲で活動を行っています。

この協議会は、地域の人々のつながりを大切にしながら、災害に備えて安全で良好な住環境を実現し、小田地区全体で安心して未来永く暮らせるまちづくりを行っている組織で、川崎市地区まちづくり育成条例に基づく組織認定を受け、地区まちづくり構想を策定し、運用しています。



図：小田地区地区まちづくり構想の対象区域

「地区まちづくり構想」とは、川崎市地区まちづくり育成条例に基づくもので、地区のまちづくりを行うための具体的なルールを地区まちづくり構想として取りまとめ、これを市に申請し市の認定を受けることが出来る制度です。地区で守るルールを制度的に位置づけることで、ルールが公表され、ルールを地区住民等が遵守することで地区まちづくりが推進されるものです。小田地区では令和 年 月 日に川崎市に地区まちづくり構想の認定申請を行い、令和 年 月 日に認定されました。構想の有効期間は、令和 年 月 日～令和 年 月 日 までとなっています。

2 地区まちづくり目標

「未来につなげる つよいまち」

燃えにくく安全に避難が
できるまち



緑あふれる住み良いまち



あいさつと祭りでつなぐ
歴史と絆



未来に向けて末永く
暮らせるまち



3 地区まちづくり基準

安全で良好な住環境を実現するため、次のように「地区まちづくり基準」を定めています。建築物の新築等を行う場合は、協議をお願いいたします。

■対象となる建築物 専用面積が30㎡未満の住戸が2戸以上の建築物
(共同住宅、寄宿舍及び長屋)

※いわゆる「ワンルーム」形式の住宅です

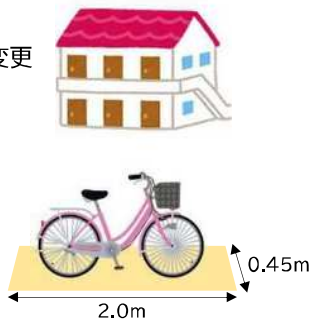
■対象行為 対象となる建築物の新築、増築、改築、又は用途の変更

■協議の時期 建築確認申請の30日前まで

■基準を定める項目と基準の内容

自転車 置場

ワンルーム形式の住戸の数の2分の1以上の台数の自転車置場を設け、適切な駐輪について住民への周知や管理に努めてください。自転車1台あたり、概ね奥行き2.0m×幅0.45mを目安に、必要台数を配置し、敷地内に収めてください。ただし、効率的に駐車できる装置を用いることができる場合にあっては、この限りではありません。



バイク置場

ワンルーム形式の住戸の数の10分の1以上の台数のバイク置場を設け、適切な駐車について住民への周知や管理に努めてください。バイク1台あたり、概ね奥行き2.0m×幅0.7mを目安に、必要台数を配置し、敷地内に収めてください。



ごみ置場

原則、ごみ置場を確保し、ごみ出しのルールやマナーについて住民への周知や適切な管理に努めてください。敷地内に確保できない等やむを得ない場合は、ごみ置場を管理する町内会等と十分な協議をしてください。町内会等が管理するごみ置場を使用する場合は、原則、町内会に入会してください。



緑化

敷地内の空地は、できる限り植栽をしてください。花壇等のすぐに移動ができない仕様が望ましいです。



4 地区まちづくり活動計画

安全で良好な住環境を実現するため、次のような地区まちづくり活動を行っていきます。

(1)小田地区の地区まちづくりに関する広報活動等

■広報活動のイメージ



協議会だよりの回覧や掲示



ウェブサイト等での発信

(2)防災に関する啓発活動等

■防災に関する啓発活動等のイメージ



防災講座



まち歩き点検や避難のための
マップづくり



子ども向け防災イベント



炊き出し体験や
災害クッキング体験



安否確認訓練



消火器や簡易トイレ等の
共同購入

地区まちづくり構想最終案説明会の意見・回答

ご意見（要約）	回答
1 地区まちづくり構想最終案についてのご意見	4件
地区まちづくり基準を具体的にどう運用していくのか。	地区まちづくり基準の運用方法については、各町内会から推薦された委員で構成される地区まちづくり基準運用委員会において検討しています。 具体的な運用方法については4月までに決めていく予定です。
既存の建物については、どうしていくのか。	既存の建物に規制をかけるのは難しいため、新しく建築されるタイミングで規制をかけることとしています。
構想の内容にはすばらしいことが記載してあるが、小田銀座商店街で計画されている10階建てのワンルームマンション建設と地区まちづくり構想の関係はどうなっているのか。	これまで地区の課題を抽出する中で、ワンルームマンションについてはごみ出し等の生活マナーが気になるといったご意見があることから、建設前に町内会に情報が伝わるような取組について検討してきました。 そのため、地区まちづくり基準については、ソフト対策を中心に検討しており、建物の階数を制限するものではありません。
防災訓練、避難所開設訓練については、自主防災組織が主体ではないのか。	防災訓練や避難所開設訓練の主体は自主防災組織と考えています。 協議会では小田地区全体で取り組むまちづくり活動を考え、多世代の方に防災意識を持ってもらうため、防災イベント等の企画を検討していく予定です。 もし自主防災組織と連携できる取組があれば、検討していきたいと考えています。

小田地区 まちづくり協議会だより

令和7年1月発行
発行：小田地区まちづくり
協議会

第6号

地区まちづくり構想最終案
説明会を実施！

小田地区まちづくり協議会(第6回)
兼総会(第2回)で決議！

小田地区
地区まちづくり
構想を**決定**！
条例に基づく認定
を申請します！

■今後のスケジュール

令和7年1月 地区まちづくり構想認定の申請
3月 地区まちづくり審議会を経て認定（予定）
地区まちづくり基準の運用を開始（予定）



【お問合せ】

川崎市まちづくり局防災まちづくり推進課 担当：双川、福本、尾張
電話 044-200-2731 FAX 044-200-0984
E-mail 50bomati@city.kawasaki.jp

協議会活動にご興味のある方は、問合せ先までご連絡下さい！